

市のモニタリング体制について

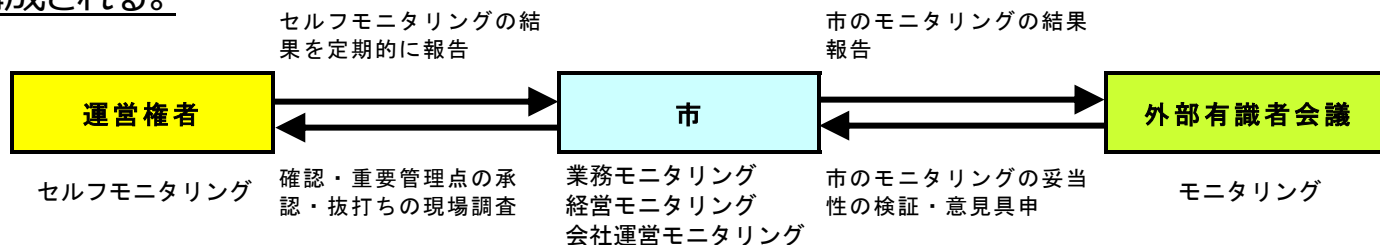
令和 4 年 6 月 29 日
大阪市水道局

目次	頁
1. 本事業のモニタリングの構成について	2
2. 市のモニタリングと運営権者のセルフモニタリングの関係	3
3. 運営権者によるセルフモニタリング	4
4. 市によるモニタリング	5
5. 水道局・運営権者 運営事業調整会議	8
6. 不適合発生（要求水準未達）時の措置	9
7. モニタリングの年間スケジュール（令和4年度）	10
8. 市のモニタリング方針の策定	11
9. 有識者によるモニタリング（有識者会議）	12
10. モニタリング報告書の公表	14

1. 本事業のモニタリングの構成について

◆ モニタリングの構成

本事業のモニタリングは、それぞれ異なる角度からの監視を通じて万全の確認を行うため、「運営権者によるセルフモニタリング」、「市によるモニタリング」、「外部有識者（以下「有識者」という。）によるモニタリング」で構成される。



◆ 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、自らが作成した「セルフモニタリング計画」に基づき、事業計画で定めた目標の達成状況や業務品質に関わる要求水準の遵守状況及び財務状況を自ら確認し、公共事業を担うより良い事業運営主体となるために、実施する各業務についてたゆまぬ自律改善を行う。

◆ 市によるモニタリング

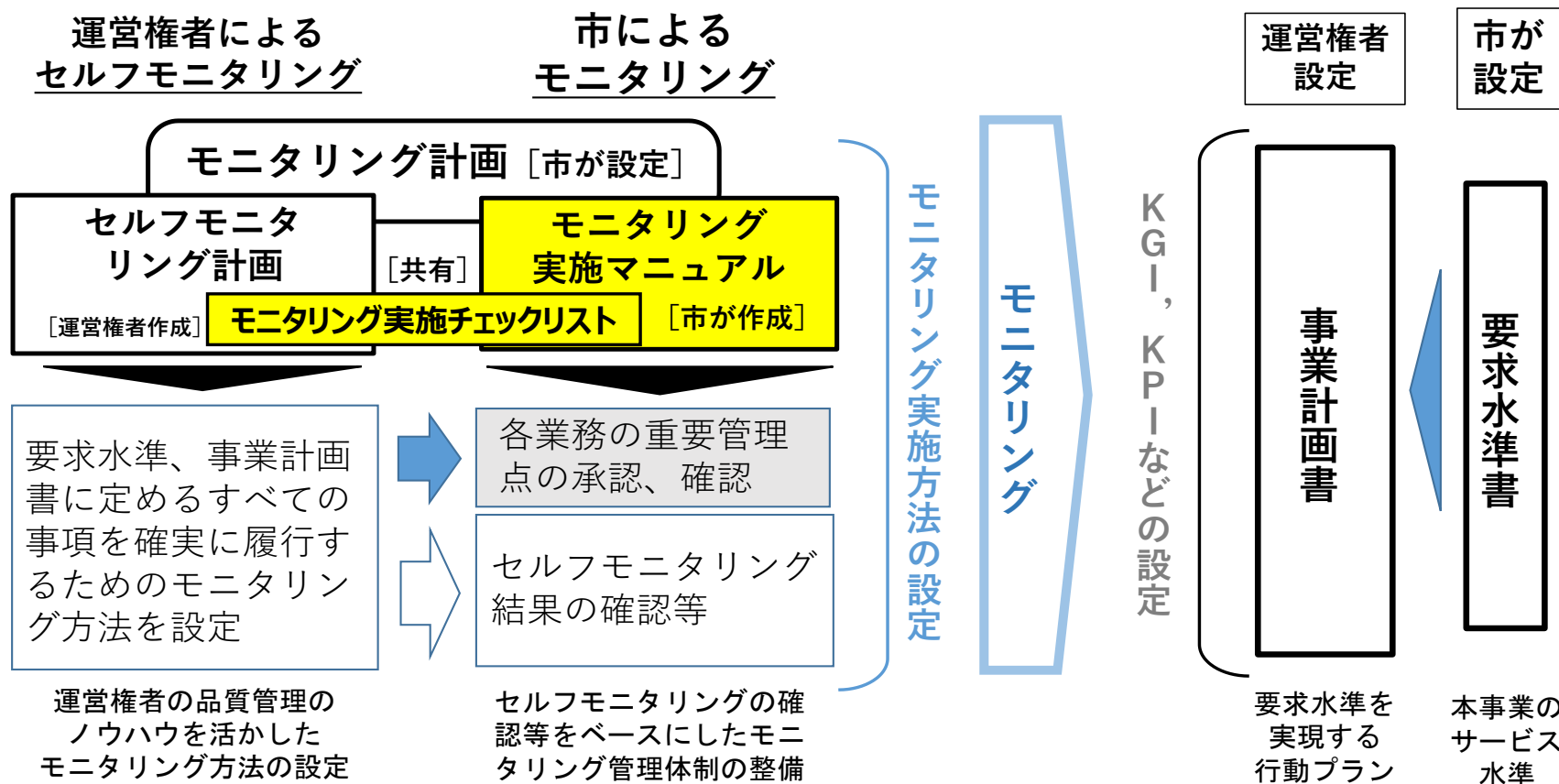
市は、「モニタリング計画」に基づき、運営権者に対して、本事業の業務の履行状況、経営状況、浄配水場及び管路の管理運営、お客さまサービス並びに災害及び事故への対応の各過程における要求水準の充足、運営権者のセルフモニタリングの実施状況等について、モニタリングを実施する。市によるモニタリングの実施手順などの詳細については、「モニタリング実施マニュアル」において定める。

◆ 有識者によるモニタリング

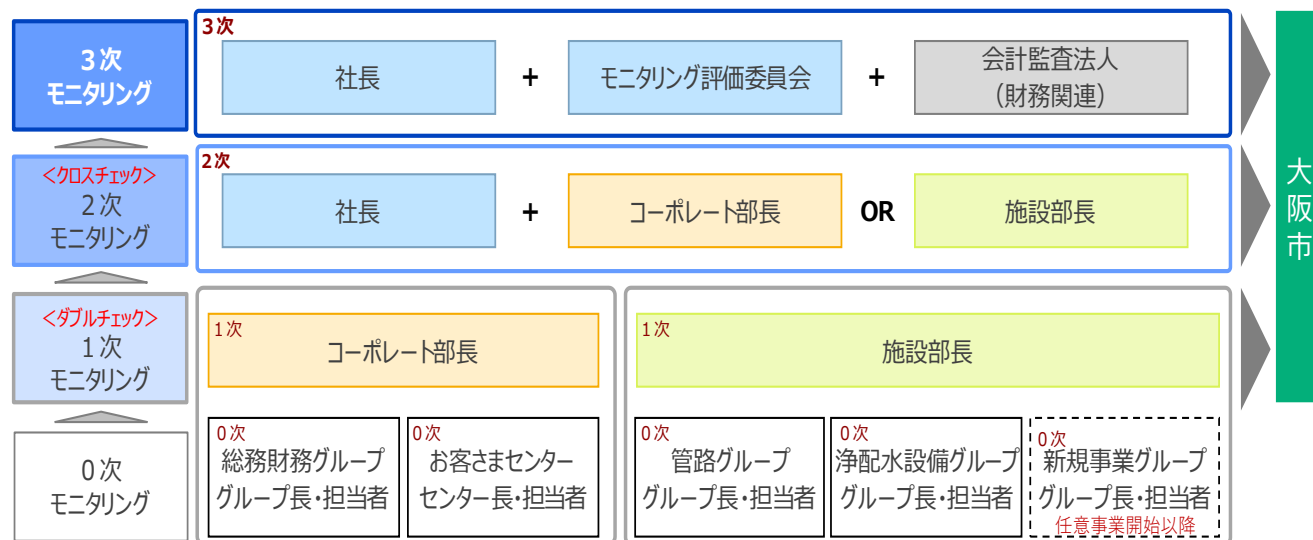
市は、有識者によるモニタリングとして、「大阪市工業用水道施設運営事業有識者会議開催要綱」に基づき、有識者会議を開催し、市によるモニタリングの妥当性等について、客観的かつ専門的な知見に基づく意見又は助言を聴取する。

2. 市のモニタリングと運営権者のセルフモニタリングの関係

- 全体的なモニタリング手法を定めた「モニタリング計画」に基づき、市は「モニタリング実施マニュアル」、運営権者は「セルフモニタリング計画」に定めた実施手順に従って履行する。
- 市は、主に運営権者によるセルフモニタリングの結果を確認しつつ、特に事業遂行上の重要管理点については、市が直接、個別に承認又は確認を行う。



3. 運営権者によるセルフモニタリング



① 複層モニタリング体制の構築

セルフモニタリングは、0～3次の4階層の複層モニタリング体制を構築し、全業務について、担当者のみで自己完結させず、業務を所管する部長による「ダブルチェック」を確実にを行う。

② 多角的な視点の導入

事業遂行・改善においては、個人の専門的な知見・経験のみに依ることなく、広く多様な意見を取り入れる必要があるため、社長と業務を直接所管しない部長による2次モニタリングで「クロスチェック」を行うとともに、外部人材も含めたモニタリング評価委員会による3次モニタリングを行うことで、多角的な視点によるセルフモニタリング体制を構築する。

③ ISO55001に準じたPDCAサイクル活用による継続的改善

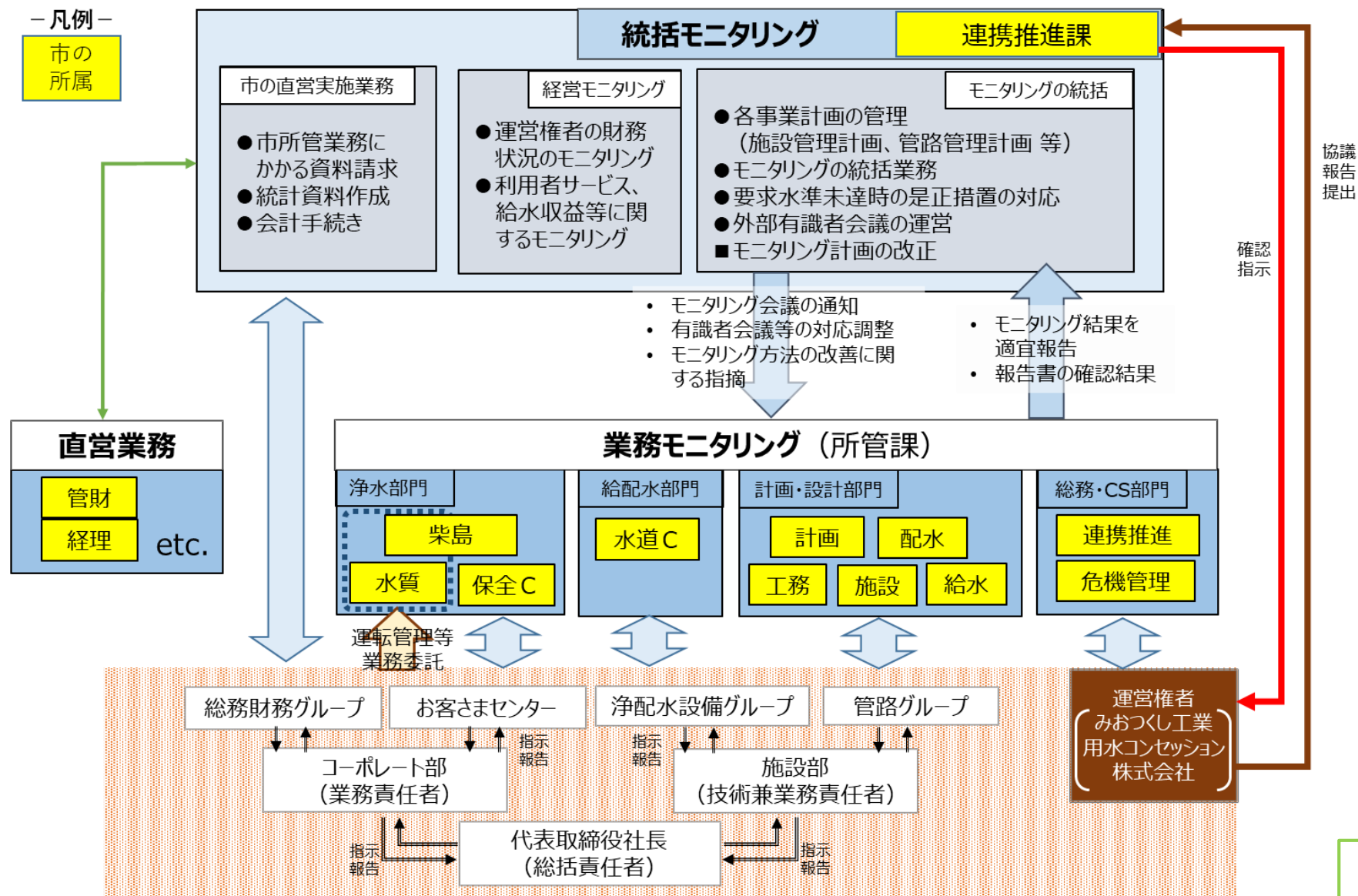
筆頭株主等が有するISO55001（アセットマネジメントシステム）に関する知見のもと、PDCAサイクルを活用することで、継続的業務改善を図る。また、要求水準未達時の対応として、ISO55001に準拠した是正措置フローを予め整備し、実効性のある是正措置を実現できる体制を確保する。

◆ セルフモニタリング結果の公表

セルフモニタリング結果報告書は、市の承認後、年度ごとに公表する。

4. 市によるモニタリング（実施体制）

運営権者による業務をモニタリングするため、統括モニタリング（連携推進課が中心）と、業務モニタリング（所管課）との連携によるモニタリング体制を構築。



4. 市によるモニタリング（実施方法）

（１）統括モニタリング

統括モニタリング	書類	確認・協議・調整事項
事業計画 等に関するモニタリング	・事業計画書（中期・単年度）	・要求水準等の充足 ・定量的指標の進捗計画 ・収支計画 ・実績の反映 ・現状の課題及び今後の対応方針 など
事業報告 等に関するモニタリング	・事業報告書（中期・四半期・単年度） ・月次業務報告書	・事業計画等に関するモニタリングと同様
経営 に関するモニタリング	・事業計画書（中期・単年度） ・事業報告書（四半期・単年度・中期） ・月次業務報告書	〔財務モニタリング〕 ・事業の実施状況の評価、計画に対する実績値の評価、進捗管理、差異分析 ・損益状況や資金繰り、資金調達の方法や償還計画の適正性 ・経営リスクの管理、当該事象の発生の有無、改善策の検討 〔会社運営等に関するモニタリング〕 ・実施体制、人材育成・技術力の確保、調査研究・技術開発、地域との共生、環境対策、情報公開、災害、広域化への対応 〔利用者サービス、給水収益等に関するモニタリング〕 ・給水収益や新たな収入源確保に向けた取り組み、料金の収納状況、利用者への情報発信

4. 市によるモニタリング（実施方法）

（2）業務モニタリング

ア 承認事項

- 特に重点的に確認が必要な業務段階については、重要管理点を設定し、要求水準を充足していることを確認したうえで承認する。

「重要管理点の承認」、「申請書類等の承認」、「事象発生時の承認」

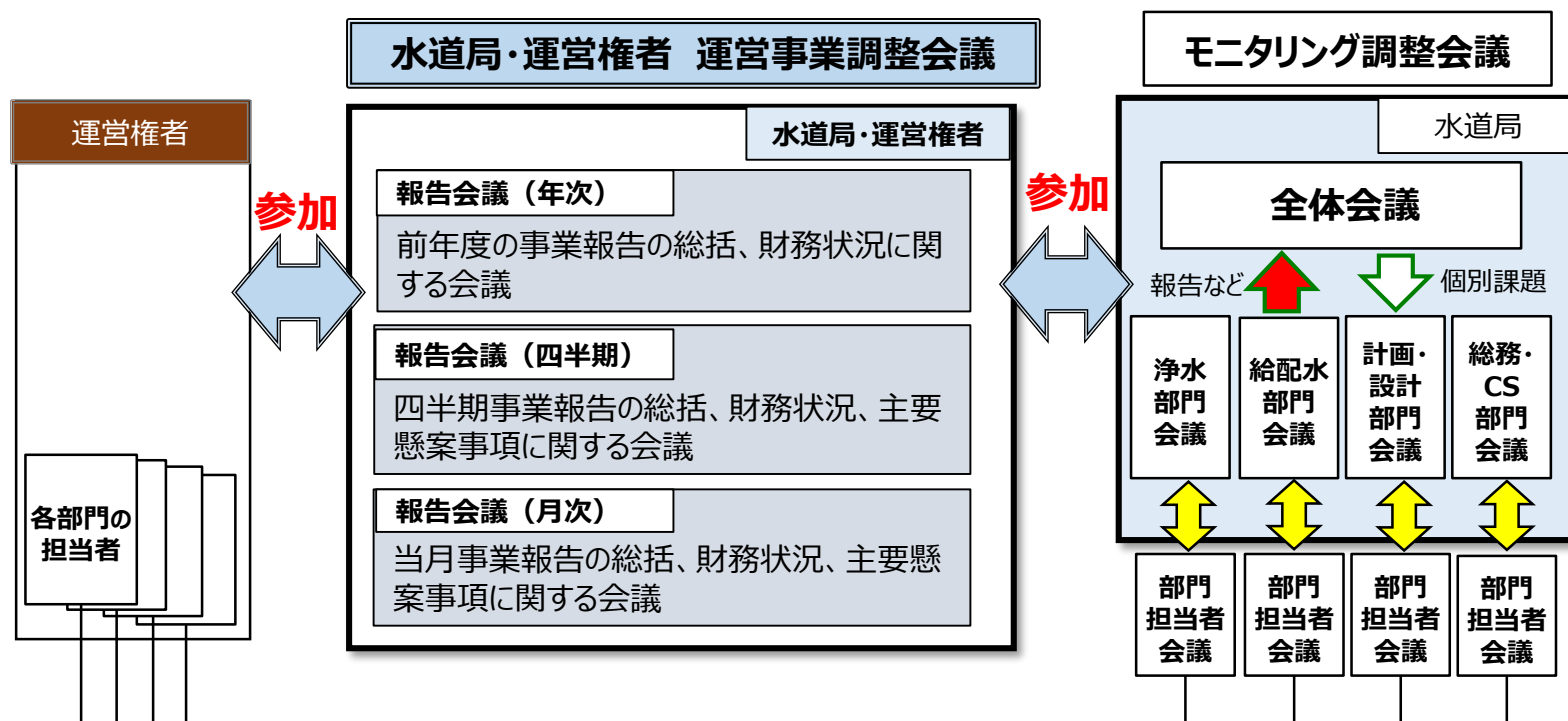
イ 確認事項

- 市は、運営権者から提出される、モニタリング計画に定める提出書類及びセルフモニタリング結果に基づき、運営権者の要求水準や事業計画の達成状況を確認する。

※ 上記の他、重点事項として、毎年度定めるモニタリング方針に基づき、別途モニタリングを行う。

5. 水道局・運営権者 運営事業調整会議

- 報告会議（年次、四半期）において、市のモニタリング調整会議を構成する4部門長が参加し、業務状況を把握しつつ、必要な指示等を行う。
- 個別の実務的課題については、部門事務局やモニタリング担当者を中心に、運営権者と協議し、重要課題等は「運営事業調整会議」に諮る。



個別の実務的課題の協議

6. 不適合発生（要求水準未達）時の措置

是正レベルを3段階に区分し、運営権者へ是正を通知及び改善を求める

指導	業務への影響が限定的又は軽微な要求水準等の未達	低い ↓ 高い 事業への影響
勧告	市民、利用者や本事業に一時的に影響を与える要求水準等の未達	
命令	市民、利用者や本事業に重大な影響を与える要求水準等の未達	

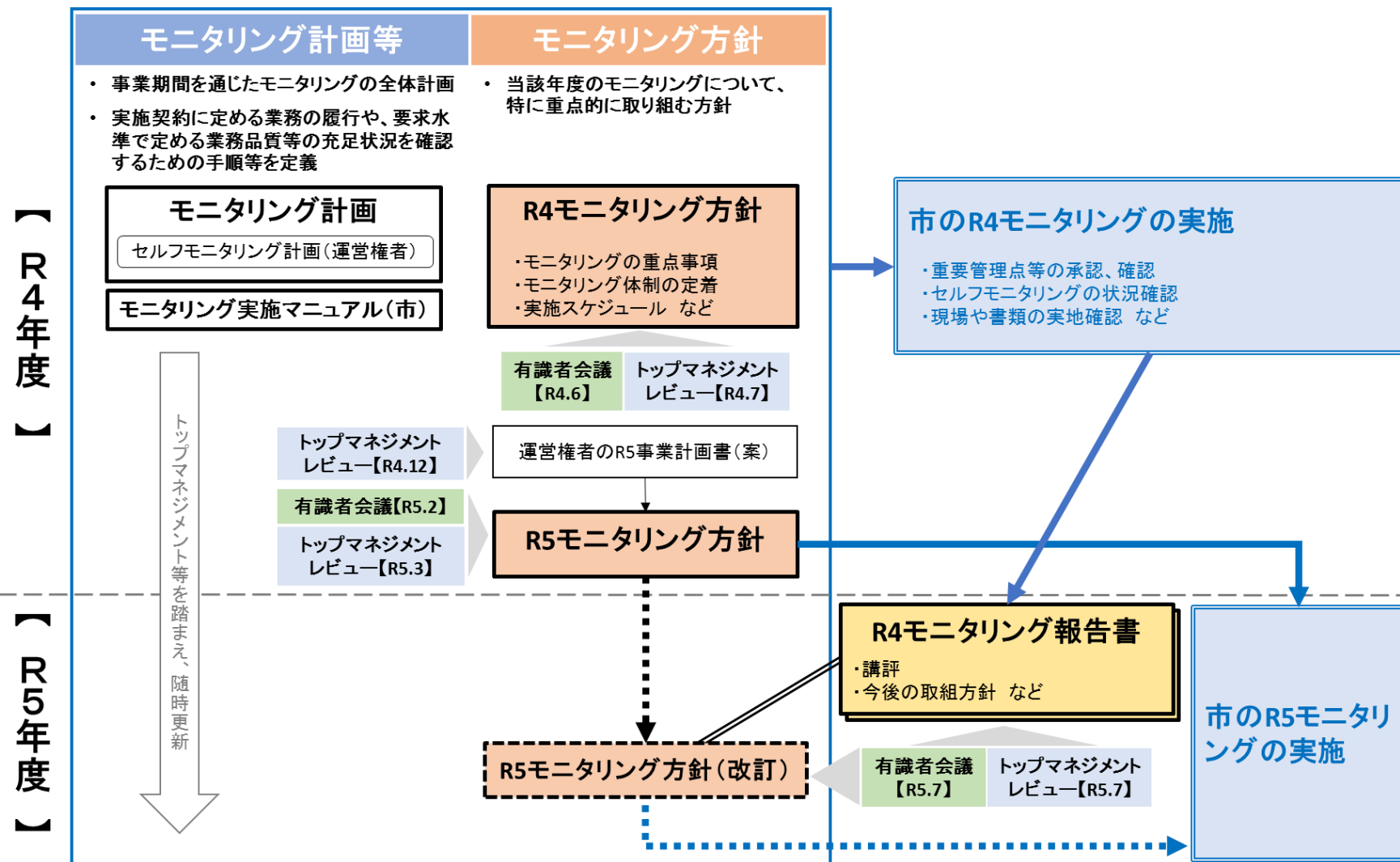
- モニタリング統括部署は、関係する業務モニタリングの実施所属及び運営権者と協議・調整のうえ、是正措置（①当該未達の解消、②是正計画書の提出、③再発防止策の実施）を決定し、相応の期限を定めて、運営権者に対し是正措置の実施を求める。
- 定めたそれぞれの期限までに運営権者が当該是正措置の実施を完了しなかった場合、催告や是正レベルの引き上げを運営権者に対して実施する。
- 運営権者が所定の期間内に是正を行わない場合や、命令に相当する未達があった場合は、違約ポイントを計上し、所定の要求水準未達違約金を請求する。

7. モニタリングの年間スケジュール(令和4年度)

イベント			令和4年度												令和5年度			
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
1	モニタリング担当者の設定	水道局	●												●			
1	モニタリング業務の実施	水道局	→												→			
2	業務報告（月次）	運営権者	● 4月分	● 5月分	● 6月分	● 7月分	● 8月分	● 9月分	● 10月分	● 11月分	● 12月分	● 1月分	● 2月分	● 3月分	● 4月分	● 5月分	● 6月分	
	事業報告（四半期）	運営権者				● 第1期			● 第2期			● 第3期						
	〃（単年度）	運営権者														● R4分		
3	モニタリング調整会議	水道局		● R4方針		● 第1期			● 第2期			● 第3期				● R4分		
			調整事項発生の都度、開催												→			
4	水道局・運営権 運営事業調整会議	水道局 運営権者	○ 4月分	○ 5月分	○ 6月分	● 7月分 & 第1期	○ 8月分	○ 9月分	● 10月分 & 第2期	○ 11月分	○ 12月分	● 1月分 & 第3期	○ 2月分	○ 3月分	○ 4月分	● 5月分 & R4分	○ 6月分	
			○は、市が特に開催をする必要がないと判断した場合は、会議を省略する															
5-1	有識者会議	水道局		● 1回目								● 2回目					● 1回目	
5-2	トップマネジメント	水道局			★ 1回目					★ 2回目			★ 3回目				★ 1回目	
			運営上重要な調整事項等が発生した場合には、適宜実施															
6	モニタリング報告書の公表	水道局															● R4分	
	セルフモニタリング報告書の公表	運営権者															● R4分	

8. 市のモニタリング方針の策定

事業計画に則した重要管理点の承認・確認や、モニタリングを通じて顕在化した課題等を踏まえ、**有識者会議やトップマネジメントレビュー等を経て**、モニタリングの着眼点等を定めた「**モニタリング方針**」を事業年度ごとに策定する。



9. 有識者によるモニタリング（有識者会議）

◆ 概要

- 市は、有識者会議のメンバーに、市が作成した「モニタリング報告書」及び「モニタリング方針」に加え、参考資料として、市が確認を行った運営権者の「事業計画書」等を提出する。
- 市のモニタリングの妥当性等に関して、事業経営、状態監視保全、アセットマネジメント、法的リスク等の各分野に知見のある有識者から客観的かつ専門的な意見又は助言を聴取し、以後の市のモニタリングに活用する。

◆ 開催時期及び開催頻度

有識者会議の開催は、年2回（7月及び2月の予定）を基本とする。

◆ 主な意見・助言聴取事項

7月	➤ 前年度のモニタリング結果の妥当性について ➤ 通年での事業分析やモニタリング結果による課題等を踏まえた、中長期的な視点（10年間の事業期間）を含めた今後の対応等について
2月	➤ 第3四半期までの実績及び翌年度の事業計画を踏まえた、翌年度のモニタリング方針（案）の妥当性について

◆ 会議の公開・非公開

会議については、原則、公開とする。ただし、議題内容によっては、会議の一部又は全部を非公開とする。なお、非公開の判断については、「審議会等の設置及び運営に関する指針」及び「大阪市情報公開条例」に照らし、有識者会議において決定する。

9. 有識者によるモニタリング（有識者会議）

◆ 主な議題（予定）

○ 令和4年度 第1回有識者会議（令和4年6月29日開催）

- （1）【報告】 大阪市工業用水道特定運営事業等の概要について
- （2）【報告】 市のモニタリング体制について
- （3）【報告】 運営権者の事業計画について
- （4）【審議】 令和4年度モニタリング方針（案）について

※ 令和4年度から事業開始のため、前年度のモニタリング報告はありません。

○ 令和4年度 第2回有識者会議（令和5年2月開催予定）

- （1）【報告】 令和4年度第3四半期までのモニタリング結果（案）の報告
- （2）【報告】 運営権者の令和5年度事業計画（案）について
- （3）【審議】 令和5年度モニタリング方針（案）について

○ 令和5年度 第1回有識者会議（令和5年7月開催予定）

- （1）【審議】 令和4年度モニタリング報告書（案）について
- （2）【審議】 令和5年度モニタリング方針（改訂案）について

10. モニタリング報告書の公表

本事業の透明性を確保するため、市は、事業年度ごとに、当該年度のモニタリング方針に基づく取組の結果として、市のトップマネジメント及び有識者会議の意見や助言を受けたうえで、「モニタリング報告書」を作成し、公表する。

◆ モニタリング報告書の主な構成（案）

- 1 業務モニタリングの結果（部門別）
 - ・KPIの状況、計画との差異分析
 - ・要求水準の達成状況
 - ・重要管理点の承認・確認状況
- 2 経営モニタリングの結果
 - ・運営権者の財務状況
 - ・財務状況の経営指標
- 3 是正措置等の状況
 - ・是正措置の対応状況
 - ・市からの指導等の状況
- 4 市の総評
- 5 有識者会議の講評
- 6 今後のモニタリング取組方針